

千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成22年千葉県条例第49号）

（風俗案内業の停止等）

第九条 公安委員会は、風俗案内業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該風俗案内業に関しこの条例に規定する罪に当たる行為その他清浄な風俗環境を害し若しくは年少者の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で公安委員会規則で定めるものをしたとき、又は風俗案内業者が前条の規定による指示に違反したときは、当該風俗案内業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該風俗案内業者が第四条第一項第一号の規定により性風俗案内を行ってはならないこととされる区域又は地域において風俗案内業（性風俗案内を行うものに限る。）を営む風俗案内業者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該風俗案内業の廃止を命ずることができる。

（委任）

第十条から第十二条まで （略）

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成23年5月24日公安委員会規則第7号）

（重大な不正行為）

第12条 条例第9条第1項の公安委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

（1）法第49条（第2号を除く。）、法第50条第1項第4号（法第22条第1項第5号に係る部分に限る。）若しくは第5号（法第28条第12項第4号（この規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、法第52条第1号（法第22条第1項第1号若しくは第2号又は法第28条第12項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第4号（法第27条第1項又は法第31条の2第1項に係る部分に限る。）又は法第53条第1号若しくは第2号（法第28条第5項（法第31条の3第1項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為